

## 参考資料 6 県条例によるVOC排出規制

	埼玉県	東京都	神奈川県	愛知県
根拠法令	埼玉県生活環境保全条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	愛知県公害防止条例
施行	2002年	1972年(2000年追加)	1978年	1976年
定義	<p>①原油、ガソリン及びナフサ</p> <p>②単一物質であって、1気圧の状態では沸点が150℃以下であるもの</p> <p>③混合物であって、1気圧で5容量%留出温度が150℃以下であるもの</p>	<p>①燃焼用揮発油</p> <p>②有害ガス（ベンゼン、トルエン、キシレン等）</p>	<p>①原油</p> <p>②揮発油</p> <p>③ナフサ</p> <p>④ジェット燃料</p>	<p>①原油</p> <p>②ガソリン</p> <p>③ナフサ</p> <p>④農耕用燃料油</p> <p>⑤ジェット燃料油</p> <p>⑥有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類）</p>
対象施設	<p>○貯蔵用屋外タンク(500kL以上)</p> <p>○給油用地下タンク(27kL以上)</p> <p>○出荷用ローディングアーム(1,000kL以上)</p> <p>○ドライクリーニング施設(洗濯機の洗濯定格能力23kg以上)</p> <p>○炭化水素類等の製品を製造する施設でろ過、混合、攪拌又は過熱をする施設（定格容量が180L以上）</p> <p>○使用施設(塗装、印刷、接着施設等で使用量が500kg/日以上等の事業場等)</p>	<p>○貯蔵施設（有機溶剤5kL以上、燃料用揮発油5kL以上、燃料用揮発油・灯油・軽油のすべての合計50kL以上）</p> <p>○出荷施設（燃料用揮発油50kL以上）</p> <p>○有害ガス取扱施設（印刷・製本工場、塗料・染料・絵具吹付け工場、ドライクリーニング工場、ガソリンスタンド等）</p>	<p>次の施設に搬入するタンクローリー車</p> <p>○貯蔵施設(容量が1,000kL以上)</p> <p>○出荷施設(揮発油をタンク車、タンクローリーに給油する油槽所又は製油所に設置される施設で貯蔵容量が1,000kL以上)</p> <p>○給油施設（貯蔵容量の合計が30kL以上）</p>	<p>○貯蔵施設(1,000kL以上)</p> <p>○ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設(貯蔵能力の合計40kL以上)</p>
裾きり	貯蔵容量、洗濯定格能力、定格容量又は使用量による裾きり	貯蔵容量による裾きり	貯蔵容量による裾きり	貯蔵能力による裾きり
規制内容	<p>○指定炭化水素類発生施設ごとに設備、構造、管理基準又は処理施設の設置義務化</p> <p>○使用施設排出量基準、処理設備の設置基準等</p>	<p>○貯蔵施設構造基準、設備基準</p> <p>○出荷施設設備基準</p> <p>○有害ガス取扱施設構造基準、装置基準、作業基準、濃度基準</p>	タンクローリー蒸気返還方式接続設備の設置の義務化	施設ごとに構造、管理基準

	三重県	大阪府	大分県	横浜市
根拠法令	三重県生活環境の保全に関する条例	大阪府生活環境の保全等に関する条例	大分県生活環境保全等に関する条例	横浜市生活環境の保全等に関する条例
施行	1974年	1994年	2001年	2003年
定義	①原油 ②揮発油 ③ナフサ ④ジェット燃料 ⑤有機化学物質の製造の用に供する有機溶剤 (1気圧の状態における沸点が摂氏150℃以下のもの)	単一成分であるものにあつては1気圧の状態での沸点が摂氏150℃以下であるもの、単一成分ではないものにあつては、1気圧の状態での留量が5容量比%の時の温度が摂氏150℃以下であるもの	①原油、揮発油、ナフサ、ジェット燃料 (1気圧の状態において留量が5%の時の温度が100℃以下) ②有機溶剤(単一成分ではないものにあつては1気圧の状態において留量が5%の時の温度が100℃以下であるもの及び単一成分であるものにあつては1気圧の状態において沸点が100℃以下であるもの)	①原油 ②揮発油 ③ナフサ ④ジェット燃料
対象施設	○貯蔵施設 ・貯蔵能力が5,000kL以上の施設 ・有機溶剤を貯蔵する施設で、貯蔵能力が50kL以上のもの(圧力式除く)	○貯蔵施設(50kL以上) ○出荷施設(燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込むもの) ○燃料小売業に供する地下タンク(貯蔵容量が合計30kL以上) ○ドライクリーニング施設(洗濯能力1回当たり30kg以上) ○溶剤洗浄施設(洗浄槽の液面面積0.5m <sup>2</sup> 以上) ○製造施設(容量が200L以上) ○製造に係る塗装施設(排風機の能力が100m <sup>3</sup> /分) ○印刷施設(排風機の能力が10m <sup>3</sup> /分) ○接着乾燥施設(排風機の能力が10m <sup>3</sup> /分)	○貯蔵施設(容量が1,000kL以上) ○出荷施設 ・揮発油をタンクローリーに給油する油槽所、製油所に設置される出荷施設	次の施設に搬入するタンクローリー車 ○貯蔵施設(容量が1,000kL以上) ○出荷施設(揮発油をタンク車、タンクローリーに給油する油槽所及び製油所に設置される施設で貯蔵容量が1,000kL以上) ○給油施設(貯蔵容量の合計が30kL以上)
裾きり	貯蔵能力による裾きり	貯蔵容量、洗濯能力、排風能力又は洗浄槽の面積による裾きり	貯蔵容量による裾きり	貯蔵容量による裾きり
規制内容	施設基準、構造基準、装置設置基準	施設ごとに設備基準、構造基準、管理基準	排出方法、構造基準、装置設置基準	タンクローリー蒸気返還方式接続設備の設置の義務化